

産業文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第39号

産業文化センター条例の一部を改正する条例

産業文化センター条例（昭和59年岩手県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第2中表の部分を次のように改める。

区 分				普通利用料金の上限額						特別利用料金の上限額
				9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
アリーナ	展示会、見本市、共 進会、品評会、興行 その他の催しに使用 する場合	土曜日 及び休 日	1階及び2階を使用	円 307,400	円 333,900	円 418,900	円 556,900	円 752,800	円 975,800	1 付加利用料金 入場料を徴収する場合は、 1日までごとに1日の最高入 場料（アリーナ、附属展示場 又は屋外展示場ごとに入場料 を徴収する場合は、それぞれ の施設ごとの最高入場料）の 70人分に相当する額 2 電気料 機械若しくは器具を設置し て電気を使用する場合又は冷 房若しくは暖房を使用する場 合においては、実費を基準と して知事が定める額 3 暖房料 暖房を使用する期間におい ては、実費を基準として知事
			1階のみ使用	252,200	273,800	343,400	456,600	617,200	800,200	
		その他 の日	1階及び2階を使用	255,600	278,300	358,900	463,200	637,100	822,000	
			1階のみ使用	209,700	228,300	294,400	380,000	522,700	674,400	
	アマチュアスポーツ 、サークル活動又は レクリエーションに 使用する場合	土曜日及び休日		87,400	95,500	119,300	159,300	214,900	278,600	
		その他の日		72,900	79,600	99,400	132,500	179,100	231,900	
附属展示場		土曜日及び休日		57,500	64,200	79,800	107,300	144,000	187,100	
		その他の日		48,300	53,600	66,800	88,900	120,400	155,700	
屋外 展示 場	第1屋外展示場	土曜日及び休日（1ヘクタ ールまでごとに）		52,300	56,200	70,700	94,000	126,900	164,700	
		その他の日（1ヘクタール までごとに）		43,100	47,100	58,800	78,400	105,900	137,200	
	第2屋外展示場		土曜日及び休日（1ヘクタ ールまでごとに）		43,100	47,100	58,800	78,400	105,900	137,200

	その他の日（1ヘクタールまでごとに）	36,600	39,300	49,700	65,400	89,100	115,000	が定める額
--	--------------------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	-------

改正前								改正後							
別表第3（第6条関係） 催事場（アリーナ及び会議室を除く。）の利用料金の上限額								別表第3（第6条関係） 催事場（アリーナ及び会議室を除く。）の利用料金の上限額							
区 分	普通利用料金の上限額						特別利用料金の上限額	区 分	普通利用料金の上限額						特別利用料金の上限額
	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで			9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで	
主催者事務室	円 <u>1,140</u>	円 <u>1,270</u>	円 <u>1,660</u>	円 <u>2,160</u>	円 <u>2,920</u>	円 <u>3,810</u>	[略]	主催者事務室	円 <u>1,170</u>	円 <u>1,300</u>	円 <u>1,700</u>	円 <u>2,220</u>	円 <u>3,000</u>	円 <u>3,910</u>	[略]
第1主催者控室	<u>1,140</u>	<u>1,270</u>	<u>1,660</u>	<u>2,160</u>	<u>2,920</u>	<u>3,810</u>		第1主催者控室	<u>1,170</u>	<u>1,300</u>	<u>1,700</u>	<u>2,220</u>	<u>3,000</u>	<u>3,910</u>	
第2主催者控室	<u>1,140</u>	<u>1,270</u>	<u>1,660</u>	<u>2,160</u>	<u>2,920</u>	<u>3,810</u>		第2主催者控室	<u>1,170</u>	<u>1,300</u>	<u>1,700</u>	<u>2,220</u>	<u>3,000</u>	<u>3,910</u>	
第3主催者控室	<u>3,560</u>	<u>3,820</u>	<u>4,840</u>	<u>6,510</u>	<u>8,670</u>	<u>11,360</u>		第3主催者控室	<u>3,650</u>	<u>3,920</u>	<u>4,970</u>	<u>6,680</u>	<u>8,900</u>	<u>11,660</u>	
第4主催者控室	<u>390</u>	<u>490</u>	<u>640</u>	<u>760</u>	<u>1,130</u>	<u>1,400</u>		第4主催者控室	<u>400</u>	<u>500</u>	<u>660</u>	<u>780</u>	<u>1,160</u>	<u>1,440</u>	
第1ロッカ一室	<u>1,140</u>	<u>1,270</u>	<u>1,530</u>	<u>2,030</u>	<u>2,800</u>	<u>3,570</u>		第1ロッカ一室	<u>1,170</u>	<u>1,300</u>	<u>1,570</u>	<u>2,080</u>	<u>2,870</u>	<u>3,660</u>	
第2ロッカ一室	<u>1,140</u>	<u>1,270</u>	<u>1,530</u>	<u>2,030</u>	<u>2,800</u>	<u>3,570</u>		第2ロッカ一室	<u>1,170</u>	<u>1,300</u>	<u>1,570</u>	<u>2,080</u>	<u>2,870</u>	<u>3,660</u>	
第1シャワ一室	<u>490</u>	<u>490</u>	<u>640</u>	<u>870</u>	<u>1,130</u>	<u>1,510</u>		第1シャワ一室	<u>500</u>	<u>500</u>	<u>660</u>	<u>890</u>	<u>1,160</u>	<u>1,550</u>	

第2シャワー室	<u>490</u>	<u>490</u>	<u>640</u>	<u>870</u>	<u>1,130</u>	<u>1,510</u>
特別室	1時間までごとに <u>2,530円</u>					

[略]

第2シャワー室	<u>500</u>	<u>500</u>	<u>660</u>	<u>890</u>	<u>1,160</u>	<u>1,550</u>
特別室	1時間までごとに <u>2,600円</u>					

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第4中表の部分を次のように改める。

区 分		普通利用料金の上限額						特別利用料金の 上限額
		9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで	
催事 場	A会議室	円 7,980	円 8,760	円 10,860	円 14,520	円 19,620	円 25,370	電気料 機械若しくは 器具を設置して 電気を使用する 場合（第3会議 室、第4会議室 及び第5会議室 に限る。）又は エアコンディシ ヨナーを使用す る場合（A会議 室及びB会議室 に限る。）にお いては、実費を 基準として知事 が定める額
	B会議室	4,840	5,240	6,550	8,760	11,790	15,310	
	C会議室	1,070	1,070	1,450	1,830	2,510	3,270	
会議 場	特別会議室	39,100	42,670	53,320	71,100	95,980	124,410	
	第1会議室	6,570	7,170	8,950	11,940	16,120	20,890	
	第2会議室	8,760	9,560	11,950	15,950	21,520	27,900	
	第3会議室	16,450	17,910	22,410	29,880	40,320	52,290	
	第4会議室	32,850	35,850	44,830	59,760	80,680	104,590	
	第5会議室	16,450	17,910	22,410	29,880	40,320	52,290	
	第6会議室	8,760	9,560	11,950	15,950	21,520	27,900	
	第7会議室	9,860	10,760	13,430	17,910	24,200	31,340	
	第8会議室	17,540	19,120	23,900	31,870	43,020	55,780	
	第9会議室	32,850	35,850	44,830	59,760	80,680	104,590	
第10会議室	19,710	21,500	26,890	35,850	48,390	62,740		
	特別室	1時間までごとに2,600円						

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。